

能能発 1228 第 2 号
平成 23 年 12 月 28 日

全国専修学校各種学校総連合会会長 殿

厚生労働省職業能力開発局
能力開発課長

求職者支援訓練の認定基準に関する特例について

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 23 年厚生労働省令第 148 号）が平成 23 年 12 月 19 日に公布され、同日から施行されました。

当該改正省令の主な内容は、東日本大震災に伴う認定基準の特例であり（別添の概要を御参照ください。）、傘下団体等に対する周知について御協力くださるようお願いいたします。

求職者支援訓練の認定基準に関する特例

- 1 震災特例重機訓練の開始期間を、「平成23年度末まで」から「平成24年度末まで」に延長すること。
- 2 平成24年度末までに開始する求職者支援訓練について、いわゆるイエローカード基準とレッドカード基準の特例措置を講ずること（特例措置の内容は下表のとおり。）。

認定職業訓練（求職者支援訓練）	被災3県での特例
<p>【これまで実施した訓練の実績】</p> <p>○ 連続する3年の間に同一の都道府県の区域内において同分野2コース以上の求職者支援訓練を行った場合に、2コース以上の求職者支援訓練の就職率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 <p>でないこと。 <u>（2コース以上が該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。）</u></p> <p>○ 求職者支援訓練の就職率が、そのコース区分ごとに次に定める割合を下回った場合に、改善計画を提出したこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース 45%未満 ・ 実践コース 50%未満 <p>○ 過去に同分野に係る求職者支援訓練を行った場合に、当該求職者支援訓練の就職率が</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎コース：30%未満 ・ 実践コース：35%未満 <p>でないこと。 <u>（該当した場合、全国で当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。）</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>次の①及び②の措置を講ずる。</u></p> <p>① 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>0.5コースと取り扱う</u>（例えば3コースが該当した場合1.5コースと取り扱うので、不認定とならない。）。</p> <p>② 被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u></p> <p style="text-align: center;">特例なし</p> <p style="text-align: center;">被災3県に限り、平成24年度末までに開始する求職者支援訓練の就職率が該当した場合、<u>当該該当した県のみ当該分野の求職者支援訓練を不認定とする。</u></p>

<特例措置なしの場合>

平成25年3月31日

A(3か月) × 1.0
 改計(3か月) × 2.0
 →全国で当該分野不認定

<特例措置①>

B(3か月) × 0.5
 改計(3か月) × 1.0
 改計(3か月) × 1.5
 改計(3か月) × 2.0
 →**全国で**当該分野不認定

C(3か月) × 0.5
 改計(3か月) × 1.0
 改計(3か月) × 1.5
 改計(3か月) × 2.5
 →**全国で**当該分野不認定

D(3か月) × 0.5
 改計(3か月) × 1.5
 改計(3か月) × 2.5
 →全国で当該分野不認定

E(3か月) × 1.0
 改計(3か月) × 2.0
 →全国で当該分野不認定

<特例措置②>

上記の事案について、囲み部分**全国で**を**当該該当した県で**に置き換える。

※ 累計2.0以上となった場合に、当該該当した県のみ当該分野を以後不認定とする。

※ 特例措置の対象とならない訓練コースのみで2.0以上となった場合は、原則どおり、全国で当該分野を以後不認定とする（D、E）。

※ 上記の措置は、被災3県それぞれ独立して発動要件を判定し、効果が生ずる（例えば、宮城県で発動要件に抵触すると宮城県のみ不認定となる。）。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令
〔厚生労働一四八〕

〔告示〕

○地域再生法第二十条第一項に規定する指定金融機関を指定した件
〔内閣府三二七（三一九）〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件
〔政治資金適正化委六七〕

○除籍が滅失した件（法務五六七）
○日本国に帰化を許可する件
〔同五六八〕

○株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件
〔財務・農林水産二四〕

○農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同二五）

○中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二六）
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（文部科学一六四）
○農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件
〔農林水産二三八九〕

○農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三九〇）
○農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二三九一）

○東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する件
〔同二三九二〕

○厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令第五条第二項の規定による農林水産大臣が指定する法人を指定する件の一部を改正する件
〔同二三九三〕

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件
〔国土交通一三〇一〕

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二九二（二九五））

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射撃訓練及び試験を実施する件（同二九六）
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二九七）
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同二九八）
○道路に関する件
〔東北地方整備局一九三、一九四〕

○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（中国地方整備局一九六）
○道路に関する件（同一九七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 警察庁 長野県 愛知県 大阪府 山口県 福岡県 静岡市

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

国家試験

第五十四回原子炉主任技術者試験筆記試験の施行（文部科学省・経済産業省）
第四十四回核燃料取扱主任者試験の施行（経済産業省）

〔公 告〕

諸事項

官庁
財団関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

四

三

二

二

四

五

二

二

二

九

八

八

八

七

六

三

二

省令

○厚生労働省令第四百十八号

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項第三号及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月十九日

厚生労働大臣 小宮山洋子

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則(平成二十三年法律第四十七号)第四条第一項第三号及び第十九条の規定に基づき、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令(第九十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号(3)中「認定職業訓練の修了者等」を「当該認定職業訓練の修了者等」に改め、同号(4)中「認定職業訓練」を「当該認定職業訓練」に改め、同号(4)中「受け(3)に規定する理由によるものを除く」を「受け(3)の認定の取消しを受けた者を除く」に改め、同号(6)中「この号において「暴力団員」を「この号において「暴力団員」に改め、同号(6)中「この号」に改め、同条第十二号中「職業訓練を受講する者」を「当該実習を受ける特定求職者等」に改め、同条第十六号中「修了者等」を「修了者の数、就職理由退校者」に改める。

(調整)

第八条の二 認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに相当する場合には、当該支給事由によつては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。

- 一 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第三百三十一條に規定する介護労働講習
二 雇用保険法施行規則第四百十條第二号及び第三号に掲げる事業
三 その他厚生労働大臣が定める事業

第九條中「前条第二項」を「第八條第二項」に、「認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施附加奨励金」を「認定職業訓練実施奨励金」に、「又は過去に」を「過去に」に、「認定職業訓練実施基本奨励金又は」を「認定職業訓練実施基本奨励金若しくは」に改め、「受けようとした」の下に、「又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則第二百二條の二に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした」を加える。

前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県、宮城県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。
前二項の規定は、特定被災地認定職業訓練以外の認定職業訓練の実績が第一号ロ(1)又は(3)の規定に限る。に該当しない者については、適用しない。
前三項の規定は、附則第三条第一項に規定する職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたものについて準用する。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、公布の日から施行する。(経過措置)
第二条 この省令による改正後の職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第八條の二及び第九條の規定は、平成二十四年一月一日以後に開始された認定職業訓練(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四條第二項に規定する認定職業訓練をいう。以下同じ)に係る認定職業訓練実施奨励金(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第七條に規定する認定職業訓練実施奨励金をいう。以下同じ)の支給について適用し、同日前に開始された認定職業訓練に係る認定職業訓練実施奨励金の支給については、なお従前の例による。

告示

○内閣府告示第三百十七号
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。
平成二十三年十二月十九日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 名称 株式会社広島銀行
二 住所 広島県広島市中区紙屋町二丁目三番八号

○内閣府告示第三百十八号
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。
平成二十三年十二月十九日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 名称 株式会社山口銀行
二 住所 山口県下関市竹崎町四丁目二番三十六号

○内閣府告示第三百十九号
地域再生法(平成十七年法律第二十四号)第二十条第一項の規定に基づき、平成二十三年七月十五日内閣府告示第二百五十二号をもって公示した地域再生計画に係る指定金融機関を平成二十三年十一月二十一日付けで次のとおり指定したので、公示する。
平成二十三年十二月十九日
内閣総理大臣 野田 佳彦
一 名称 株式会社西京銀行
二 住所 山口県周南市平和通二丁目十番の二
○政治資金適正化委員会告示第六十七号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九條の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。
平成二十三年十二月十九日
政治資金適正化委員会委員長 上田 廣一
登録番号 登録年月日 氏名
四〇六一 一三、一一、一一 二 森永 良平
四〇六二 一三、一一、一一 二 野川 悟志
四〇六三 一三、一一、一一 二 奥倉 衛治
四〇六四 一三、一一、一一 二 柿本 謙二
四〇六五 一三、一一、一一 二 棚橋 敏行

○法務省告示第五百六十八号
左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。
平成二十三年十二月十九日
法務大臣 平岡 秀夫
住所 東京都東久留米市小豆2丁目13番2号
藤原辰 昭和51年11月14日生
住所 東京都練馬区旭町3丁目8番12号
許雪花 昭和57年1月29日生

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）の一部を改正する省令
 新旧対照条文
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 当該認定職業訓練の修了者等の就職率が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、次に定める割合を下回るものでないこと。</p> <p>(4) 第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書において、当該認定職業訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間の就職に関する状況が確認された修了者の数及び就職理由退校者の数の合計数の当該認定職業訓練の修了者等の数に占める割合が百分の八十を下回るものでないこと。</p> <p>ハチ（略）</p> <p>リ（略）</p> <p>(1)・(3)（略）</p> <p>(4) 法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者（(3)の認定の取消しを受けた者を除く。）で、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定の取消しを受けた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は</p>	<p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 認定職業訓練の修了者等の就職率が、次に掲げる認定職業訓練の区分に応じ、次に定める割合を下回るものでないこと。</p> <p>(4) 第五条の規定により機構に提出する当該認定職業訓練に係る就職状況報告書において、認定職業訓練が終了した日から起算して三月を経過する日までの間の就職に関する状況が確認された修了者の数及び就職理由退校者の数の合計数の当該認定職業訓練の修了者等の数に占める割合が百分の八十を下回るものでないこと。</p> <p>ハチ（略）</p> <p>リ（略）</p> <p>(1)・(3)（略）</p> <p>(4) 法第四条第二項の規定により同条第一項の認定の取消しを受けた者（(3)に規定する理由によるものを除く。）で、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該認定の取消しを受けた者が法人又は団体である場合にあつては、当該法人又は団体の</p>

団体の役員又は役員であつた者を含む。)

(5) (略)

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この(6)において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

(7) (略)

(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練(申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。以下この(15)において同じ。)に関して不適切な行為をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者

二〇十一 (略)

十二 (略)

イ〇二 (略)

ホ 当該実習を受ける特定求職者等の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に準ずる取扱いをするものであること。

へ (略)

十三〇十五 (略)

十六 報告 申請職業訓練の終了後に、就職した又は自営業者となつた修了者の数、就職理由退校者の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。

十七・十八 (略)

役員又は役員であつた者を含む。)

(5) (略)

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)

(7) (略)

(15) (1)から(14)までに掲げるもののほか、その行った認定職業訓練(申請職業訓練を行う者が過去五年以内に行ったものに限る。以下(15)において同じ。)に関して不適切な行為をしたことがある者又はその他関係法令の規定に反した等の理由により認定職業訓練を行わせることが不適切であると機構が認めた者

二〇十一 (略)

十二 (略)

イ〇二 (略)

ホ 職業訓練を受講する者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)及び労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の規定に準ずる取扱いをするものであること。

へ (略)

十三〇十五 (略)

十六 報告 申請職業訓練の終了後に、就職した又は自営業者となつた修了者等の数その他の就職に関する状況に係る報告書の提出を、機構に対して適切に行うこと。

十七・十八 (略)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 百分の四十以上百分の五十五未満 次の(1)及び(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間(実践訓練の期間を当該実践訓練が開始された日又は開始応当日から各翌月の開始応当日の前日(当該実践訓練が終了した日の属する月にあつては、同日。))までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額

(調整)

第八条の二 認定職業訓練実施奨励金の支給を受けることができる認定職業訓練を行う者が、同一の事由により、国から次に掲げる事業に要する費用に相当する金額の支給を受けた場合その他これに類する場合には、当該支給事由によつては、認定職業訓練実施奨励金は支給しないものとする。

一 雇用保険法施行規則(昭和五十年労働省令第三号)第三百三十一条に規定する介護労働講習

二 雇用保険法施行規則第四百十条第二号及び第三号に掲げる事業

三 その他厚生労働大臣が定める事業

(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)

第八条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 (略)

二 (略)

イ 百分の四十以上百分の五十五未満 次の(1)及び(2)に掲げる付加奨励金支給単位期間(実践訓練の期間を当該実践訓練が開始された日又は開始応当日から各翌月の開始応当日の前日(当該実践訓練が終了した日の属する月にあつては、同日。))までの各期間に区分した場合における一の期間をいう。以下この号において同じ。)の区分に応じ、それぞれ(1)及び(2)に定める額を合算した額

(新設)

(労働保険料滞納事業主等に対する不支給)

第九条 第八条第二項及び第四項の規定にかかわらず、認定職業訓練実施奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、過去に偽りその他不正の行為により、認定職業訓練実施基本奨励金若しくは認定職業訓練実施付加奨励金の支給を受け、若しくは受けようとした、又は過去三年以内に偽りその他不正の行為により、雇用保険法施行規則第百二条の二に規定する雇用調整助成金その他の雇用保険法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした認定職業訓練を行う者に対しては、その全部又は一部を支給しないものとする。

(職業訓練受講手当)

第十一条 職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に該当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始当日」という。）から各翌月の訓練開始当日の前日（当該認定職業訓練等が終了した日（同日前）にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日。以下この項において同じ。）の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一七 (略)

第九条 前条第二項及び第四項の規定にかかわらず、認定職業訓練実施基本奨励金及び認定職業訓練実施付加奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去に偽りその他不正の行為により、認定職業訓練実施基本奨励金又は認定職業訓練実施付加奨励金の支給を受け、若しくは受けようとした認定職業訓練を行う者に対しては、その全部又は一部を支給しないものとする。

(職業訓練受講手当)

第十一条 職業訓練受講手当は、法第十二条第一項の規定により公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（認定職業訓練等の期間を、当該認定職業訓練等が開始された日又は各月においてその日に該当し、かつ、当該認定職業訓練等の期間内にある日（その日に該当する日がない月においては、その月の末日。以下この条において「訓練開始当日」という。）から各翌月の訓練開始当日の前日（当該認定職業訓練等が終了した日の属する月にあつては、当該認定職業訓練等が終了した日（同日前）にやむを得ない理由により当該認定職業訓練等の受講を取りやめた者にあつては、当該認定職業訓練等の受講を取りやめた日）までの各期間に区分した場合における当該区分による一の期間をいう。以下同じ。）において次の各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給するものとする。

一七 (略)

(帳簿の備付け)

第二十六条 認定職業訓練を行う者は、当該認定職業訓練の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備え付け、これに当該認定職業訓練の実施日、受講者その他の認定職業訓練に関する事項を記載するとともに、当該認定職業訓練終了後六年間、これを保管しなければならない。

2 (略)

附則

(職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例)

第三条 第二条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、この省令の施行の日(附則第四条において「施行日」という。)から平成二十五年三月三十一日までの間に青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に所在する施設において開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習(車両系建設機械に係るものに限る。)の修了資格の取得に係る職業訓練(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。)であつて、法第四条第一項各号のいずれにも適合するものについて、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第一号中「公共職業能力開発施設を行う職業訓練」とあるのは「附則第三条第一項の規定により認定された認定職業訓練又は公共職業能力開発施設を行う職業訓練」と、同条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五

(帳簿の備付け)

第二十六条 認定職業訓練を行う者は、認定職業訓練の適正かつ確実な実施を確保するため、帳簿を備え付け、これに当該認定職業訓練の実施日、受講者その他の認定職業訓練に関する事項を記載するとともに、当該認定職業訓練終了後六年間、これを保管しなければならない。

附則

(職業訓練の認定に係る厚生労働省令で定める基準の特例)

第三条 第二条の規定にかかわらず、厚生労働大臣は、この省令の施行の日(次条において「施行日」という。)から平成二十四年三月三十一日までの間に青森県、岩手県、宮城県、福島県又は茨城県に所在する施設において開始される労働安全衛生法第七十六条第一項の技能講習(車両系建設機械に係るものに限る。)の修了資格の取得に係る職業訓練(道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第八十五条第一項に規定する大型特殊免許の取得に係る職業訓練を併せて行うものを含む。)であつて、法第四条第一項各号のいずれにも適合するものについて、同項の規定により実践訓練としての認定を行うことができる。この場合において、第二条第一号中「公共職業能力開発施設を行う職業訓練」とあるのは「附則第三条第一項の規定により認定された認定職業訓練又は公共職業能力開発施設を行う職業訓練」と、同条第五号中「三月以上六月以下」とあるのは「十日以上一月以下」と、同条第六号中「百時間以上であり、かつ、一日につき原則として五時間以

時間以上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」と、第四条第一号中「者（実習を含む認定職業訓練にあつては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとし、第二条第十一号から第十四号まで並びに第十五号ロ(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 特定求職者が、法第十二条第一項の規定による公共職業安定所長の指示により、第一項に規定する職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたものを受講した場合における第十一条第四項及び第十三条の規定の適用については、当該実践訓練から実践訓練（当該実践訓練を除く。）まで若しくは公共職業訓練までの連続した受講又は基礎訓練から当該実践訓練まで若しくは当該実践訓練を経て公共職業訓練までの連続した受講（これらの連続した受講について公共職業安定所長が認定したものに限り。）は、連続受講とみなす。この場合において、第十三条中「公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた公共職業訓練である場合にあつては、当該基礎訓練」とあるのは「認定職業訓練等であつて、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあつては、当該職業訓練受講給付金の支給を受けた最初の認定職業訓練等」と、
「公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた公共職業訓練である場合にあつては、当該基礎訓練及び当該公共職業訓練」及び当該認定職業訓練等が連続受講に係る基礎訓練であつて、当該連続受講に係る公共職業訓練が当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた公共職業訓練である場合にあつて

上六時間以下」とあるのは「五十時間以上」と、第四条第一号中「者（実習を含む認定職業訓練にあつては、当該実習が行われる事業所の事業主を含む。）」とあるのは「者」と読み替えるものとし、第二条第十一号から第十四号まで並びに第十五号ロ(1)、(3)、(6)、(7)及び(8)の規定は、適用しない。

2・3 (略)

4 特定求職者が、法第十二条第一項の規定による公共職業安定所長の指示により、第一項に規定する職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたものを受講した場合における第十一条第四項及び第十三条の規定の適用については、当該実践訓練から実践訓練（当該実践訓練を除く。）まで若しくは公共職業訓練までの連続した受講又は基礎訓練から当該実践訓練まで若しくは当該実践訓練を経て公共職業訓練までの連続した受講（公共職業安定所長が認定したものに限り。）は、連続受講とみなす。この場合において、第十三条中「公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた公共職業訓練である場合にあつては、当該基礎訓練」とあるのは「認定職業訓練等であつて、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあつては、当該職業訓練受講給付金の支給を受けた最初の認定職業訓練等」と、
「公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練及び公共職業訓練のいずれについても職業訓練受講給付金の支給を受けた公共職業訓練である場合にあつては、当該基礎訓練及び当該公共職業訓練」及び当該認定職業訓練等が連続受講に係る基礎訓練であつて、当該連続受講に係る公共職業訓練が当該公共職業訓練が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた公共職業訓練である場合にあつては、当該基礎訓練」とあるのは

は、当該基礎訓練」とあるのは「認定職業訓練等であつて、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあつては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等）、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等であつて、当該認定職業訓練等より後に当該連続受講に係る認定職業訓練等があり、かつ、これを受講した場合に、当該後に受講した認定職業訓練等が当該後に受講した認定職業訓練等が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた認定職業訓練等である場合にあつては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等であつて、当該連続受講に係る認定職業訓練等のうち職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等が附則第三条第一項に規定する職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたもののみである場合にあつては、当該実践訓練及び当該認定職業訓練等が連続受講として受講していない認定職業訓練等であつて、当該認定職業訓練等が当該実践訓練である場合にあつては、当該実践訓練」と、「公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練」とあるのは「最初に受講した認定職業訓練等以外の認定職業訓練等であつて、現に受講している認定職業訓練等より前に受講した当該連続受講に係る認定職業訓練等」と読み替えるものとする。

(特定被災地認定職業訓練に係る厚生労働省令で定める基準の特例)

第三条の三 第二条第一号ロ(1)の規定に限る。)の規定にかかわらず、特定被災地認定職業訓練については、当該特定被災地認定職業訓練の一単位を認定職業訓練(同号ロに規定する申請職業訓練と同一分野に係る認定職業訓練をいう。)の〇・五単位とみなして、同号ロ(1)から(3)までの規定に限る。)の規定を適用する。この場合において

「認定職業訓練等であつて、当該連続受講に係る複数の認定職業訓練等について職業訓練受講給付金の支給を受けた場合にあつては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等）、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等であつて、当該認定職業訓練等より後に当該連続受講に係る認定職業訓練等があり、かつ、これを受講した場合に、当該後に受講した認定職業訓練等が当該後に受講した認定職業訓練等が終了した日前にやむを得ない理由により受講を取りやめた認定職業訓練等である場合にあつては、当該連続受講に係る職業訓練受講給付金の支給を受けた全ての認定職業訓練等、当該認定職業訓練等が連続受講に係る認定職業訓練等のうち職業訓練受講給付金の支給を受けた認定職業訓練等が附則第三条第一項に規定する職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたもののみである場合にあつては、当該実践訓練及び当該認定職業訓練等が連続受講として受講していない認定職業訓練等であつて、当該認定職業訓練等が当該実践訓練である場合にあつては、当該実践訓練」と、「公共職業訓練であつて、当該連続受講に係る基礎訓練」とあるのは「最初に受講した認定職業訓練等以外の認定職業訓練等であつて、現に受講している認定職業訓練等より前に受講した当該連続受講に係る認定職業訓練等」と読み替えるものとする。

(新設)

は、同号口中「申請職業訓練を行おうとする者が過去に」とあるのは「岩手県、宮城県若しくは福島県（以下この号において「特定県」という。）に所在する施設において申請職業訓練を行おうとする者が過去に当該特定県において又は特定県以外の都道府県に所在する施設において申請職業訓練を行おうとする者が過去に当該特定県以外の都道府県において、」と、同号ロ(2)中「後に初めて」とあるのは「後に」とする。

2 前項の「特定被災地認定職業訓練」とは、岩手県、宮城県又は福島県に所在する施設において平成二十三年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始される認定職業訓練をいう。

3 前二項の規定は、特定被災地認定職業訓練以外の認定職業訓練の実績が第二条第一号ロ(1)又は(3)の規定に限る。)に該当しない者については、適用しない。

4 前三項の規定は、附則第三条第一項に規定する職業訓練であつて法第四条第一項の認定を受けたものについて準用する。